

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	高山村

## 高山村鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ ハクビシン
計画期間	令和5年度 ~ 令和7年度
対象地域	高山村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻・枝豆	被害面積 74a
	未成熟トウモロコシ	被害金額 804 千円
	飼料用トウモロコシ	
ツキノワグマ	未成熟トウモロコシ	被害面積 8a
	飼料用トウモロコシ	被害金額 68 千円
ニホンザル	加害群の定着はないため、 今後も警戒を続ける。	
ニホンジカ	水稻	被害面積 10a 被害金額 107 千円
ハクビシン	リンゴ トウモロコシ	被害面積 2a 被害金額 127 千円

(2) 被害の傾向

高山村では、野生鳥獣による農作物被害が村内全域で生育期から収穫期まで発生し、農家にとって深刻な状況となっている。これらの野生鳥獣は、村の総面積の75%を占める森林を主な生息地域としており、被害もその周辺が多い傾向にある。しかし、民家周辺でも出没の報告はあるため、人身被害の発生も懸念されている。鳥獣別に被害の傾向を示せば、以下のとおりである。

<p>「イノシシ」</p> <p>農作物被害（水稲・枝豆・トウモロコシ）の報告があり、食害の他に掘り起こしによる被害も発生する。出没する範囲も村内全域に及び、人家近くでの目撃情報も発生している。</p>
<p>「ツキノワグマ」</p> <p>6月から10月頃に目撃されることが多く、飼料用トウモロコシ、未成熟トウモロコシの被害が発生している。山際の民家近くで出没することもあり、人的な被害が心配される。</p>
<p>「ニホンザル」</p> <p>本村と隣接している中之条町・みなかみ町は加害群定着域の範囲の中であるが、高山村に定着している群れはいないため、今後も群れが定着しないようにサルの追い払いを実施していく。</p>
<p>「ニホンジカ」</p> <p>山林内で幼木への被害が発生している。個体数が増加傾向にあり、水稲にも被害が発生している。</p>
<p>「ハクビシン」</p> <p>網や木を登るため、果樹やトウモロコシの被害が発生する。</p>

### （3）被害の軽減目標

指 標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
イノシシ	804 千円	74a	723 千円	66a
ツキノワグマ	68 千円	8a	61 千円	7a
ニホンザル	加害群の定着を防ぐ。			
ニホンジカ	107 千円	10a	96 千円	9a
ハクビシン	127 千円	2a	114 千円	2a

### （4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>高山村猟友会の協力を得て、鳥獣被害対策実施隊を編成し、鳥獣被害防止総合対策推進交付金により導入したくくりわなを活用し、対象鳥獣の捕獲を行う。捕獲した個体は、捕獲した隊員が埋設等により処理している。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員の確保継続のため、ハンター保険の補助を行っている。</p>	<p>・鳥獣被害対策実施隊員の高齢化と新規隊員のなり手減少</p>

防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策整備交付金により、令和2年度に1地区1,367m 令和3年度に1地区850m 令和4年度に1地区1,100mの電気柵の設置を行った。また、サルの群れの定着を防ぐために追い払い活動を実施している。	・電気柵未設置圃場への被害の拡散化 ・設置後の管理
生息環境管理その他の取組	収穫残渣や柿など実を取らずに放置すると、野生動物を呼び込む原因となるので、適切な処置をするよう指導し啓蒙している。	・放任果樹

#### (5) 今後の取組方針

野生鳥獣による農作物に対する被害は、村内全域で拡大する傾向にあることから、侵入防止柵の設置や農作物残渣の適正処理等の被害管理、計画的な対象鳥獣の捕獲等の個体数管理、農地周辺のヤブ刈り払いによる緩衝地帯の設置等の生息値管理の施策を総合的に実施する。また、ICT機器やGISの活用についても推進していく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

高山村鳥獣被害防止計画に基づき鳥獣対策協議会を設置し、協議会において検討された被害防止計画の推進のため、群馬県の定める第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいた有害鳥獣捕獲、電気柵の設置などの防御対策を行い、鳥獣被害対策実施隊と農家とが連携して野生鳥獣による被害防止に努める。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を実施する。 捕獲する担い手を確保する為、ハンター保険の保険料について助成を行う。
令和6年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル	鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を

	ニホンジカ ハクビシン	実施する。 捕獲する担い手を確保する為、ハンター保険の保険料について助成を行う。
令和 7年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	鳥獣被害対策実施隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入し、捕獲にあたる。 また、捕獲通報装置を活用した効率的な捕獲活動を実施する。捕獲する担い手を確保する為、ハンター保険の保険料について助成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲頭数の推移や被害発生状況により、鳥獣毎に年度毎の捕獲計画数を設定するものとする。

イノシシ	捕獲数が平成30年、令和2年と100頭を超えているが、令和3年は豚熱の影響があるのか、37頭と大幅に減少となったが、令和4年は徐々に捕獲頭数も戻ってきているため、捕獲計画数は令和5年度70頭、令和6年度80頭、令和7年度100頭とする。
ツキノワグマ	人家周辺への出没もみられる事から、人的被害の発生が懸念されなど、やむを得ない場合に関係機関と協議し捕獲する。
ニホンザル	群れの定着を防ぐために、ハナレザル等侵入してきた個体に対して捕獲を行う。捕獲計画数は3頭とする。
ニホンジカ	平成29年21頭、30年24頭、令和元年28頭、令和2年47頭、令和3年38頭と増加傾向にあるため、捕獲計画数は70頭とする。
ハクビシン	29年、30年は19頭、令和元年26頭、令和2年21頭、と増加傾向で、令和3年は7頭であったが、捕獲計画数は30頭とする。

年度別捕獲実績表	H29	H30	R1	R2	R3
イノシシ	67	107	75	109	37
ツキノワグマ	0	10	5	18	7
ニホンザル	0	0	0	0	0
ニホンジカ	21	24	28	47	38
ハクビシン	19	19	26	21	7

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度

イノシシ	70頭	80頭	100頭
ニホンザル	3頭	3頭	3頭
ニホンジカ	70頭	70頭	70頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
対象鳥獣の捕獲については、関係法令とともに群馬県が定める第13次鳥獣保護管理事業計画の方針に基づき実施する。

イノシシ	主に、箱わな及びくくりわなを使用し、4月上旬の農作物の植え付け時期から収穫終了までの間を中心に、被害農地及びその周辺の山林において捕獲を行う。
ツキノワグマ	人身被害防止等捕獲がやむを得ない場合、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。
ニホンザル	群れの定着を防ぐために、追い払いを行うほか、被害状況に応じて、檻と銃器での捕獲も行う。
ニホンジカ	林野においても被害があるため、被害農地及び周辺の山林でも、くくりわなを使用して捕獲を行う。
ハクビシン	捕獲檻により、被害拡大する果樹やトウモロコシ等の収穫期に被害地域において捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施予定なし。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	地方自治法第252条の17の2第1項及び群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条第1項に基づき県から捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣については、委譲済み。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵 2,300m (1箇所) 3段張		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	バッテリー及び柵の劣化の確認 草刈	バッテリー及び柵の劣化の確認 草刈	バッテリー及び柵の劣化の確認 草刈

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

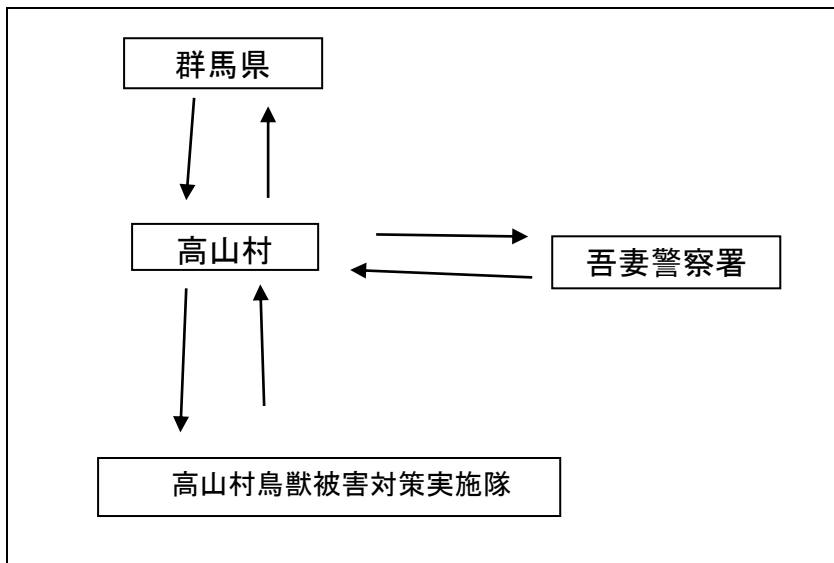
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	放任果樹の除去 被害防止に関する知識の普及
令和6年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	放任果樹の除去 被害防止に関する知識の普及
令和7年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン	放任果樹の除去 被害防止に関する知識の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
群馬県	対象鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導・助言
高山村農林課	各関係機関と情報交換し体制整備
吾妻警察署	捕獲に関する指導・助言
高山村猟友会	対象鳥獣の情報提供と捕獲班の調整

## (2) 緊急時の連絡体制



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ・ニホンジカについては、埋設処理を基本とする。  
ハクビシン等の小型獣や大型獣の解体残渣についても埋設処理を基本とするが、衛生センターへの持ち込みによる処分も可能とする。  
ツキノワグマは学術研究の為、試料の提供を行うほか、上記と同様の処理も行うものとする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	放射性物質による出荷の制限があるため、流通ができない
ペットフード	利用予定なし
皮革	捕獲した動物の皮を鞣して、皮にしたものを鞆等の作品にして活用していく計画を持っている方がいるので、その活動が軌道に乗るように見守っていく。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	利用予定なし



(2) 処理加工施設の取組

利用予定なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

利用予定なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	高山村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
高山村	協議会の運営等
高山村猟友会	被害状況調査と捕獲対策の実施、捕獲に関する情報提供
あがつま農業協同組合	村との協議会への協同参画、被害農家との連携調整。情報提供
高山村農業委員会	協議会に対する助言、情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
吾妻農業事務所 鳥獣被害対策支援センター	対象鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導・助言を行う。
吾妻警察署 生活安全課	対象鳥獣の捕獲に関する指導、助言を行う。
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の分析や学術研究

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

高山村鳥獣被害対策実施隊は、平成24年9月4日に設置され、令和5年2月末の隊員は29名、くくりワナや箱ワナを用いて、有害鳥獣の捕獲を行っている。また、モンキードックを活用しサル追い払いも行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣被害防止総合対策整備交付金を利用して、電気柵の設置を実施しているが、判形田尻地区では、鳥獣害に強い集落づくり支援事業を通じて、電気柵設置箇所に防除シートを効果的に設置するなどして管理の省力化を実証したことで、令和2年度群馬県鳥獣被害対策功労者表彰を受賞した。こうした集落ぐるみの取組により、住民の共通認識を深めることで知識・技術を備えた人材の育成につなげていきたい。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害対策について、関係者が共通の認識を持つために、生息、被害等の情報の共有に努め、被害防止対策を充実させる。